

Gマーク制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年六月一日

参議院議長山崎正昭殿

松  
沢  
成  
文



## Gマーク制度に関する質問主意書

Gマーク制度（貨物自動車運送事業安全性評価事業）は、利用者が安全性の高い事業者を選びやすくするため、法令遵守や事故・違反状況を点数化するなど、一定の基準にもとづき輸送の安全の確保に積極的に取り組んでいる事業所を認定する制度であり、国土交通省は安全性優良事業所に対し、「IT点呼の導入」や「安全性優良事業所表彰」等のインセンティブを設けている。

本認定制度の活用を促進するために、さらにインセンティブを充実させると考えると考える。具体的には、「自治体事業の入札参加の前提要件化」や「運送保険料率の軽減」等を導入すべきであると考えるが、どうか。

右質問する。

